

ナショナルセンター規模のたたかいへ すべての労働者と共同をひろげて ～運動をすすめる基本方向

それでは、権利闘争をすすめていく

基本方向はどこにあるのでしょうか。

賃金闘争と権利闘争を一体で

まず、賃金闘争としっかりと結合させてたたかうことです。民間組合のように団体協約締結権が保障されていないため、公務員の賃金は交渉の事項になるものの、政府や人事院・人事委員会によって一方的に決められるしくみになっています。こうした制度をうちやぶり、賃金要求を前進させるためにも、労働基本権回復のたたかいと一体ですすめる必要があります。

現行の勧告制度のもとでも、「民間賃金との均衡」などにとどまらず、「公務員の生計費を重視した勧告」など、事実上、勧告制度をのりこえるような回答を引き出す状況をつくっていくたたかいが重要です。そのためには、公務員産別の統一闘争を進展させるなかで、労働運動全体の高揚をつくりだしていくことがもとめられています。

公務員の権利は民主主義のバロメータ

そして何より重要なことは、「公務員労働者の権利水準は民主主義のバロメータ」との言葉のとおり、労働基本権の確立の課題は、日本の民主主義的な諸権利を進展させていく課題と深く結びついていることを国民の間にひろげ、国民的な支持と合意のもとで運動

を大きく前進させていくことです。全体の奉仕者である公務員労働者にたいして、民主的な権利が保障されることによって、行政や地方自治、教育などの民主化も実現していくことになります。

そのことから、署名運動や宣伝活動をとらえて、公務員労働者の労働基



本権確立の重要性を一人でも多くの人たちに伝えていく必要があります。そうしたねばりづよいたたかいが、政府との力関係を変え、公務員労働者の権利回復、そして、すべての労働者の権利拡充へとつながっていきます。

とくに、ナショナルセンター・全労連への結集を強め、その役割と機能を発揮させながら、幅広い労働者との共同をひろげることが重要です。たたかいの旗を高くかかげ、大きく外に足を出していきましょう。



ジュネーブのILO本部を訪問する全医労代表団(1996年8月11日)

ILO組合活動の制限は正を日本政府に勧告

政府・厚生省当局による国立病院・療養所つぶしの攻撃が強まるなかで、これに反対してたたかう全医労に対して、厚生省当局は、団体交渉拒否をはじめ、労働組合運動への不当な介入をつづけている。

全医労は1996年8月、代表団をジュネーブのILO本部に派遣して、厚生省当局による組合攻撃や差別の実態などをまとめたレポートを事務局に提出した。ILO「結社の自由委員会」は、全医労の訴えを正式に受理した。

その後、委員会の審理を経て、ILO理事会は1997年12月、日本政府に対して、組合活動に対する不当な妨害をやめるよう勧告を出した。

この勧告は、組合活動の制限をしてはならないと明確のべており、その点から、全医労にとどまらず、さまざまな制限下でたたかいをつづけているすべての労働者を励ます画期的な意義を持っている。

人勧凍結スト処分の取消し求めた札幌地裁判決

今年99年2月26日の札幌地裁は、国と道の人事院勧告値切り・凍結に抗議する教職員の争議行為(82～83年)にたいする懲戒処分を違法として、取消し請求を認める判決をくだした。

判決はストの目的が人勧の機能回復にあり、また暴力行為等を伴うものでないこと、影響面でも生徒に取り返しのつかない重大な支障を与えるものでないこと、また民間労働者等と比べて、勧告凍結、値切りの必要性はないこと、世論は勧告完全実施を支持していたことなどを考慮し、スト処分は裁量権濫用で違法と結論づけた。

判決は、「懲戒権者が裁量権を濫用したものと認められる場合に限り違法と判断すべき」とし、公務員の争議行為の禁止は憲法28条に違反しないとの立場にあり、この点は認められるものではない。しかし限定された条件の範囲とはいえ、争議行為の妥当性を認めただ点で、今後の権利闘争にとって大きな意義がある。